

テクニカルデータシート

シーカエマコ S 200

(旧製品名: マスターエマコ S 200)

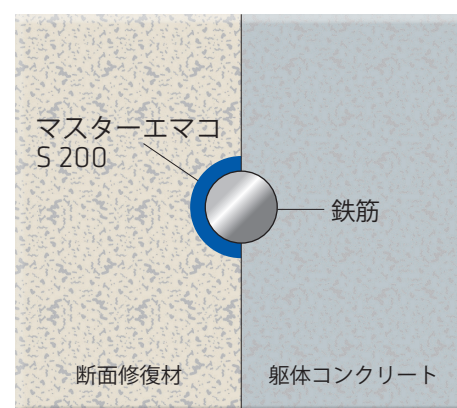
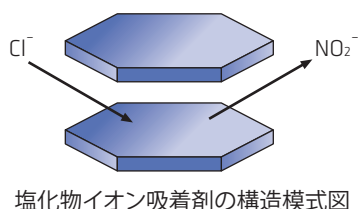
セメント系鉄筋防錆材

概要

シーカエマコ S 200 [SikaEmaco S 200] は、塩化物イオン吸着剤を主成分としたポリマーセメント系の鉄筋防錆材でペーストタイプの材料です。これらはコンクリート中の塩化物イオンを吸着すると共に、イオン交換反応により亜硝酸イオンを放出して鉄筋を防錆し、鉄筋近傍の腐食環境を改善します。

特長

1. 鉄筋の腐食を抑制します。
2. 鉄筋やセメント系材料、ポリマーセメントモルタルとの付着性に優れています。
3. 塩化物イオンを吸着し、亜硝酸イオンを放出します。
4. プレミックス製品のため取り扱いが容易で、品質の安定したポリマーセメントモルタルが得られます。



用途

- コンクリート構造物の鉄筋の防錆

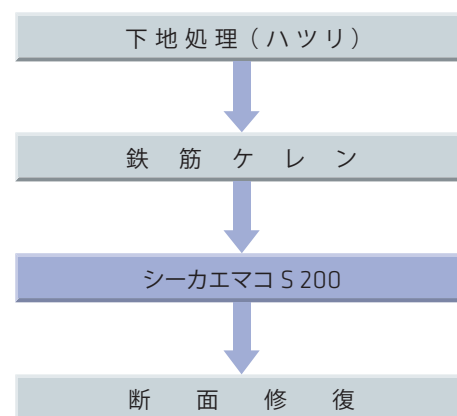
仕様

種 類	粉 体	水	可使時間	フロー値
シーカエマコ S 200	1袋 (5kg)	1.4～1.6kg	30分	210 ± 20

使用量

使用条件		材料	使用量
一般的な鉄筋防錆		S 200	1mm厚 = 2kg/m ²
コンクリート中の塩化物イオン量	2kg/m ³ 未満	S 200	3mm厚 = 6kg/m ²

施工フロー



物性試験結果例

シーカエマコ S 200 *の物性 (20℃)

試験項目		測定値	試験方法
鉄筋に対する 付着強さ	鉄筋に対する付着強さ	15.8N/mm ²	日本建築学会
防錆性	処理部	98.10%	
	未処理部	19.90%	
耐アルカリ性 (飽和 Ca (OH) ₂ ・30 日)		異常なし	自社試験方法
塩化物イオン吸着量		4.0mg/g 以上	
亜硝酸イオン放出量		15.0mg/g 以上	



* 東・中・西日本高速道路株式会社、構造物施工管理要領「鉄筋防錆材の性能照査項目」適合品 (2kg/m² = 1mm 厚)

使用及び取り扱い上の注意

1. 本製品の練混ぜには必ずミキサを用い、練混ぜ水には水道水またはこれに準じるものを使用してください。
2. 異常膨張する恐れがあるため、練混ぜにアルミニウム製の羽根等は使用しないでください。
3. 練上り温度は、10 ～ 30℃ の範囲となるように練混ぜ水の温度を調整してください。
4. 取り扱いに当たっては、保護マスク、保護メガネ、保護手袋等の保護具を着用してください。
5. 飲み込んだ場合は、直ちに口をすすぎ多量の水を飲ませた後、専門医の診察を受けてください。
6. 本製品は、水や汗・涙等の水分と接触すると強いアルカリ性になり、目、皮膚、呼吸器等を刺激したり、粘膜に炎症を起こすことがあります。
7. 皮膚に付着した場合は、速やかに水と石鹸で洗い流し、必要に応じて専門医の診察を受けてください。
8. 眼に入った場合は、速やかに清浄な水で十分洗眼した後、専門医の診察を受けてください。
9. 本製品は吸湿性を有する粉末品のため、セメントと同様に取り扱い、袋単位で使用し、破袋または一度開封して放置された製品は使用しないでください。
10. 使用及び取り扱いの前に、弊社の安全データシート (SDS) をお読みください。
11. 弊社製品が、ご使用の用途に適していることを事前にご確認ください。また本製品の目的外での使用、不適切な使用等に起因する結果につきましては、弊社は責任を負いかねます。

包装形態

20kg (5kg × 4 袋) / 箱

規制

各地域固有の規制の結果、製品のパフォーマンスが国により異なる可能性があることにご留意ください。実際の施工現場に関する情報は、その地域のプロダクトデータシートをご確認ください。

免責事項

シーカ製品の施工および使用に関する推奨その他の情報は、当社の現時点での知識および経験に従ったものであり、通常の条件下で当社の推奨に従い適切に保管・処理・施工されることを前提としております。実際には、材料、接着面、現場の条件がそれぞれ異なるため、ここに記載されている情報、書面による推奨その他のアドバイスは、商品性や特定目的への適合性について保証するものではなく、また法的関係に基づく責任を生じさせるものでもありません。ユーザーは、シーカ製品がユーザーの意図する施工方法および目的に適しているかどうかを、必ず事前に確認してください。当社は、第三者の財産権を尊重し、製品の特性を変更する権利を有します。すべての注文は、当社の最新の販売・納品条件に従って受注します。ユーザーは常に、使用する製品のテクニカルデータシートの最新版をご参照ください。テクニカルデータシートの最新版は、ご請求いただければ当社がご提供いたします。各地域固有の法令及び規制に対しても、上記免責条項が適用されることがあります。上記免責条項を変更するには、いかなる場合でも、スイス・バールにあるシーカ本社法務部による許可が必要となります。